

目次

募集

女性リーダー登用先進企業募集（9月30日まで）	2
女性管理職育成研修受講者募集	3
自営型テレワーカー養成講座受講者募集	9
茨城県内企業の経営者と話せる！2024 いばらきを知る 1 Day 仕事体験	11
障害者雇用優良企業の募集	12
デジタルリテラシー実践講座受講者募集	14

ご案内

いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内	16
女性管理職育成教材のご案内	18
いばらき労働相談センターのご案内	19
カウンセリング講座のご案内	20
第53回茨城県障害者技能競技大会（アビリンピック県大会）を開催しました！	24
令和6年度元気いばらき就職面接会のご案内	25
いばらき就職支援センターについて	26
障害者雇用推進アドバイザーについて	27
中小企業退職金共済制度について	28

お知らせ

[労働局から]	
令和6年度全国労働衛生週間について	29
キャリア形成・リスキリング推進事業について	30
年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう	32
パートタイム・有期雇用労働法について	33
育児・介護休業法の改正について	35
「働き方・休み方改善コンサルタントを活用してみませんか？」	36
障害者就職面接会のご案内（前期）	37
キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）について	39
「中小企業等におけるDX人材の育成を支援しています！」	41
労働局の認定制度	43
人材開発支援助成金について	45
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）について	46
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	48
個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会のご案内	50

≡ 企業の魅力を広くアピール! ≡

女性登用に積極的に 取り組む企業を 募集します!

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。



表彰制度の概要

対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く）
- 3 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。または役員に1人以上の女性を登用していること など

応募方法

自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦によります。推薦書（様式1）及び推薦調書（様式2）に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。

提出
期限

令和6年 9月30日 月 まで

表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」からご確認をお願いします。

URL : https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader_commendation.html

茨城県 女性活躍 表彰

検索



▲QRコード

被表彰企業の決定

管理職等への女性の登用実績及び取組内容（育成、評価・登用、職場風土等）を総合的に評価し、被表彰企業を決定します。



働く女性のための

キャリアデザイン
研修ワークもライフも大切に、
これからのなりたい自分を考えます。参加費
無料

基礎研修

2024 10/16 水 13:00-17:00

オンライン開催（開催方式：Zoom）

内容 自分らしくいきいきと働き続けるために、
自分と向き合い、キャリアプランを考える研修です。

プログラム

- 1 女性活躍の現状を知る
- 2 私の大切にしている価値観を知る
- 3 私のキャリアをふりかえる
- 4 ロールモデルに学ぶ
- 5 ワーク&ライフキャリアプランを立てる

講師

wonderLife 有限責任事業組合
代表

林田 香織氏



日米の教育機関において、長年にわたり日本語教育（高校・大学・ビジネスパーソン向け）に従事。2009年独立後は、企業・自治体において、DEIB推進セミナー、ライフキャリアデザインセミナー、女性活躍推進セミナー、両立支援セミナー、育休前・復帰前セミナー、育休取得セミナー等の研修の講師を多数務める等、実績多数。

対象 茨城県内に本社または事業所を有する事業者に
在籍する女性社員のうち、
10代～20代の女性社員（社会人2年目～）

定員 先着20名程度（原則、1事業者につき1名まで）

上司と部下の相互理解研修

2025 1/20 月 13:00-17:00

対面開催 会場 茨城県水戸合同庁舎

内容

上司と部下がペアで参加し、相互理解を深める研修です。
グループワークでは他社の事例も参考に、
多様な価値観を学ぶことができます。

◆上司の方へのメリット

育てる部下の価値観や良さを知ること、
今後の育成の参考に。

◆部下の方へのメリット

上司の今までを知ること、
今後の自身のキャリアプランの参考に。

講師

株式会社キャリアアンドブリッジ
取締役

遠藤 和氏



大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。

対象 令和2～6年度茨城県が開催した女性管理職研修の
いずれかに参加した方とその上司or部下の2名

定員 先着40名程度（原則、1事業者につき2名まで）

詳細・申込
はこちら<https://www.sekisho-career.co.jp/event/career-design/wakate>

内容は急遽変更となる場合があります。詳細は裏面をご確認ください▶

いばらき女性活躍
働き方応援協議会

主催：茨城県、いばらき女性活躍・働き方応援協議会

研修受講に関して

【基礎研修】は、WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。
PC等にZoomをインストールできない場合、ブラウザでもアクセスいただけます。

【上司と部下の相互理解研修】は対面研修のみを予定しておりますが、
場合によってはオンライン(Zoom)での実施に変更となる可能性があります。

PC準備



カメラとマイク付き(外付け可)のPC
またはタブレットをご用意ください。

発言あり



発言していただく場面があるので、
声を出せる環境でご受講ください。

撮影禁止



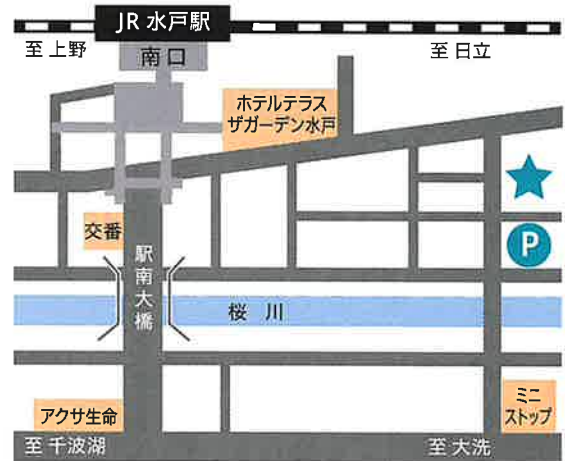
研修の録画・録音、資料の二次利用・
内容のSNS等への投稿は禁止です。

上司と部下の相互理解研修：会場アクセス

茨城県水戸合同庁舎

(〒310-0802 水戸市柵町1-3-1)

- ▶ 電車でお越しの場合：JR水戸駅南口を出て、徒歩約10分
- ▶ 車でお越しの場合：駐車場は、台数に限りがありますので、可能な方は公共交通機関をご利用ください。



申込方法

下記専用申込フォームよりお申込みください。

<https://forms.office.com/r/nyntDTpdK6>



- 定員に達し次第、申込受付は終了いたします。
- 申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、受講決定、事前課題テキスト、Zoom接続のURL等のご連絡を差し上げます。
- ご連絡が無い場合、お手数ですがチラシ下部の問合せ先までご連絡ください。

申込締切

基礎研修

2024/ **9/25** (水)
17:00受付分まで

上司と部下の相互理解研修

2024/ **12/20** (金)
17:00受付分まで

※いただいた個人情報等は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

ポータルサイトのご案内

あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します!

<https://yell.pref.ibaraki.jp/>

働く女性のキャリアを考える教材申請はこちら▼

県では、県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画教材を作成しました。企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください!



お問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課

✉ rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

FAX: 029-301-3649

TEL 029-301-3635

(受付/平日 9:00~17:00)



働く女性のための

キャリアデザイン 研修

参加費
無料



これから管理職となる女性社員の漠然とした不安や迷いを解消し、自身の管理職像を考え、キャリア形成に求められるスキルを習得します。

基礎研修

参加方式を選べます！

オンライン・対面とも研修内容は同じです。

オンライン

2024
DAY ① 10/21 月
+
DAY ② 11/26 火

対面

2024
DAY ① 10/28 月
+
DAY ② 11/29 金

オンライン開催
(開催方式: Zoom)

or

会場 土浦市男女共同参画
センター 研修室1・2

内容

管理職になる上での漠然とした不安や課題の解消、求められる知識や自身の理想像を考え、マネジメント等のスキル向上を目指します。

時間 全日程 13:00~17:00

対象 茨城県内に本社または事業所を有する事業者に在籍する女性社員のうち、
①後輩や部下を持つ女性社員 または ②企業からの推薦者
【DAY1、DAY2セットでの受講が必須です】

定員 各回先着20名程度(原則、1事業者につき1名まで)

上司と部下の相互理解研修

2025 1/20 月 13:00-17:00

対面開催 会場 茨城県水戸合同庁舎

内容

上司と部下がペアで参加し、相互理解を深める研修です。グループワークでは他社の事例も参考に、多様な価値観を学ぶことができます。

◆上司の方へのメリット

育てる部下の価値観や良さを知ることで、今後の育成の参考に。

◆部下の方へのメリット

上司の今までを知ることで、今後の自身のキャリアプランの参考に。

対象

令和2~6年度茨城県が開催した女性管理職研修のいずれかに参加した方とその上司or部下の2名

定員

先着40名程度(原則、1事業者につき2名まで)

講師



株式会社キャリアアンドブリッジ
取締役

遠藤 和氏

大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。

詳細・申込
はこちら



<https://www.sekisho-career.co.jp/event/career-design/kanrisyoku>
内容は急遽変更となる場合があります。詳細は裏面をご確認ください▶



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

主催：茨城県、土浦市、いばらき女性活躍・働き方応援協議会

研修受講に関して

【基礎(オンライン)研修】は、WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。
PC等にZoomをインストールできない場合、ブラウザでもアクセスいただけます。

【上司と部下の相互理解研修】は対面研修のみを予定しておりますが、
場合によってはオンライン(Zoom)での実施に変更となる可能性があります。

PC準備



カメラとマイク付き(外付け可)のPC
またはタブレットをご用意ください。

発言あり



発言していただく場面があるので、
声を出せる環境でご受講ください。

撮影禁止



研修の録画・録音、資料の二次利用・
内容のSNS等への投稿は禁止です。

基礎(対面)研修：会場アクセス

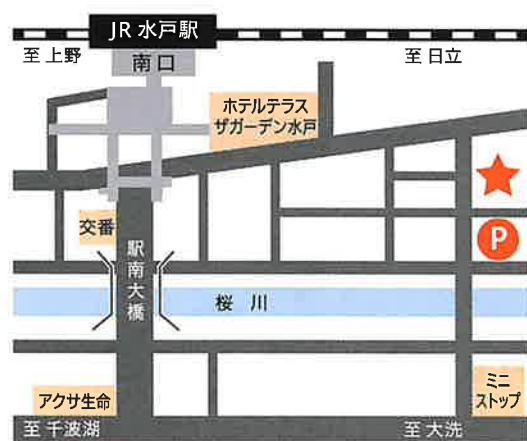
土浦市男女共同参画センター 研修室1・2
(〒300-8686 土浦市大和町9-1 ウララビル2階)



- ▶ 電車でお越しの場合：JR土浦駅西口から徒歩1分
- ▶ 車でお越しの場合：
土浦市(駅西・駅東)駐車場をご利用ください。

上司と部下の相互理解研修：会場アクセス

茨城県水戸合同庁舎
(〒310-0802 水戸市柵町1-3-1)



- ▶ 電車でお越しの場合：JR水戸駅南口を出て、徒歩約10分
- ▶ 車でお越しの場合：駐車場は、台数に限りがありますので、
可能な方は公共交通機関をご利用ください。

申込方法

下記専用申込フォームよりお申込みください。

<https://forms.office.com/r/M5NHJnsAtv>



- 定員に達し次第、申込受付は終了いたします。
- 申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、受講決定、
事前課題テキスト、Zoom接続のURL等のご連絡を差し上げます。
- ご連絡が無い場合、お手数ですがチラシ下部の問合せ先までご連絡ください。

申込
締切

基礎研修

2024/ **9/30** (月)
17:00 受付分まで

上司と部下の相互理解研修

2024/ **12/20** (金)
17:00 受付分まで

※いただいた個人情報等は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

ポータルサイトのご案内

あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します!

<https://yell.pref.ibaraki.jp/>

働く女性のキャリアを考える教材申請はこちら▼

県では、県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画教材を作成しました。企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください!





女性を育てる マネジメント 研修

参加費
無料

働く女性を取り巻く環境を理解し、
多様な部下に対する育成・マネジメント力を高めます。

基礎研修

参加方式を選べます！

オンライン・対面とも研修内容は同じです。

オンライン

2024 11/8 金
13:00-17:00

対面

11/13 水
13:00-17:00

オンライン開催
(開催方式: Zoom)

or

会場 日立市役所
多目的ホール

内容

自身のマネジメント特性を理解し、チームをマネジメントするための実践的なスキルと知識を学びます。

プログラム

- 1 女性活躍の現状を知る
- 2 ケース研究 ～多様な部下への対応方法を考える～
- 3 自己チェック
～自己のマネジメントスタイルを理解する～
- 4 女性を育てる5つのポイント

講師

セントワークス株式会社

一之瀬 幸生 氏



旅行会社時代、家庭を大切にしながら働く人々と接するたびに恒常的な長時間労働が慢性化している当時の日本人の働き方に疑問を持ち、職場で働き方改革を進める。2013年ワーク・ライフバランスを普及したいとセントワークスに入社。企業、自治体などへワーク・ライフバランスサービスを提供。ファザーリング・ジャパン講師としても活動。

対象 女性部下を持つ上司(リーダー・管理職)

(申込条件: 茨城県内に本社または事業所があること)

定員 先着20名程度(原則、1事業者につき1名まで)

上司と部下の相互理解研修

2025 1/20 月 13:00-17:00

対面開催 会場 茨城県水戸合同庁舎

内容

上司と部下がペアで参加し、相互理解を深める研修です。グループワークでは他社の事例も参考に、多様な価値観を学ぶことができます。

◆上司の方へのメリット

育てる部下の価値観や良さを知ることで、今後の育成の参考に。

◆部下の方へのメリット

上司の今までを知ること、今後の自身のキャリアプランの参考に。

講師

株式会社キャリアアンドブリッジ
取締役

遠藤 和 氏



大手情報出版会社の地域活性化事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。

対象 令和2～6年度茨城県が開催した女性管理職研修のいずれかに参加した方とその上司or部下の2名

定員 先着40名程度(原則、1事業者につき2名まで)

詳細・申込
はこちら



<https://www.sekisho-career.co.jp/event/career-design/management>
内容は急遽変更となる場合があります。詳細は裏面をご確認ください▶



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

主催: 茨城県、日立市、いばらき女性活躍・働き方応援協議会

研修受講に関して

【基礎(オンライン)研修】は、WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。PC等にZoomをインストールできない場合、ブラウザでもアクセスいただけます。

【上司と部下の相互理解研修】は対面研修のみを予定しておりますが、場合によってはオンライン(Zoom)での実施に変更となる可能性があります。

PC準備



カメラとマイク付き(外付け可)のPCまたはタブレットをご用意ください。

発言あり



発言していただく場面があるので、声を出せる環境でご受講ください。

撮影禁止



研修の録画・録音、資料の二次利用・内容のSNS等への投稿は禁止です。

基礎(対面)研修：会場アクセス

日立市役所

(〒317-8601 日立市助川町1-1-1)

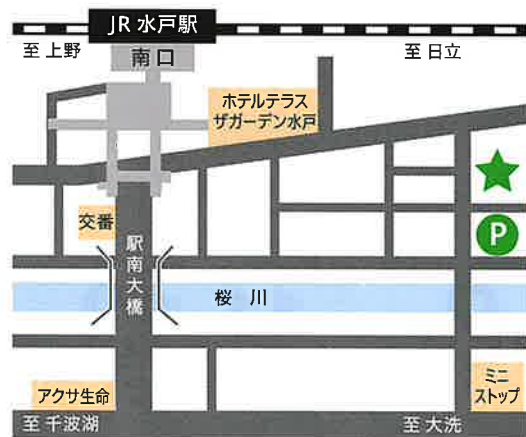


- ▶ 電車でお越しの場合：
JR常磐線日立駅から、茨城交通バスで約10分。
日立駅中央口バス乗り場1番から神峰公園口経由のバスに乗り、**「日立市役所前」**下車。
- ▶ 車でお越しの場合：
常磐自動車道日立中央ICから県道日立・山方線(国道6号方面)経由で約5分(駐車場は、台数に限りがありますので、可能な方は公共交通機関をご利用ください)

上司と部下の相互理解研修：会場アクセス

茨城県水戸合同庁舎

(〒310-0802 水戸市柵町1-3-1)



- ▶ 電車でお越しの場合：JR水戸駅南口を出て、徒歩約10分
- ▶ 車でお越しの場合：駐車場は、台数に限りがありますので、可能な方は公共交通機関をご利用ください。

申込方法

下記専用申込フォームよりお申込みください。

<https://forms.office.com/r/RguYiZ4hyN>



- 定員に達し次第、申込受付は終了いたします。
- 申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、受講決定、事前課題テキスト、Zoom接続のURL等のご連絡を差し上げます。
- ご連絡が無い場合、お手数ですがチラシ下部の問合せ先までご連絡ください。

申込締切

基礎研修

2024/ **10/18** (金)
17:00 受付分まで

上司と部下の相互理解研修

2024/ **12/20** (金)
17:00 受付分まで

※いただいた個人情報等は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

ポータルサイトのご案内

あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します!

<https://yell.pref.ibaraki.jp/>

働く女性のキャリアを考える教材申請はこちら▼

県では、県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画教材を作成しました。企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください!



今はフルタイムは無理だけど
何か仕事が見たい

子どもがいても
自分らしく輝きたい

自営型

テレワーカー養成講座

入門コース

スキルアップコース

「自営型テレワーク」はパソコンやインターネット等を活用して、自宅などで仕事をする働き方です。本講座は、自営型テレワークという働き方を知る「入門コース」、専門スキルを身につける「スキルアップコース」を実施します。自宅で仕事を始めたい女性の参加を募集します。



参加費
無料
託児あり
(会場開催時)

入門コース

オンライン・1日講座

概要 自営型テレワークを始めるための基礎知識や心構えを習得できる2時間のオンライン講座です。実際に働いている先輩ワーカーの動画やパネルディスカッションもあり、働き方を具体的にイメージできます。希望者には講座終了後にグループ相談会を実施します。

日時 2024年 **10/17(木)** 10:00-12:00
(グループ相談会 12:00-13:00 (希望者のみ))

講師 株式会社キャリア・ママ 代表取締役 **堤 香苗氏**
自らの出産・育児経験をもとに、仕事も家庭も大切にしたい女性たちに自宅又は自宅周辺におけるテレワークやワークシェアリングという形態で、キャリアを生かす働き方を提案する株式会社キャリア・ママを設立。女性のキャリア支援やテレワーク推進のテーマで講演、執筆等幅広く活動中。



対象 県内在住で自営型テレワークに興味のある女性 **定員** 60名

スキルアップコース

6日間の講座(会場+オンライン)&ホームワーク(eラーニング・疑似業務)

概要 自営型テレワークの専門スキルを習得するための実務トレーニングを行います。
① CAD 製図基礎コース
② SNS 運用コース
2コースから選択してお申し込みください。コース内容は裏面をご覧ください。

対象 県内在住でご自宅にインターネット環境とパソコンがあり、自営型テレワークを始めたい女性

- 原則、全6回の講座とホームワークを受講できる方
 - 自宅にウイルス対策ソフトをインストールしたパソコンとインターネット環境がある方
- ※ ご使用パソコンのOSが、Windows XP、Windows Vista、Windows 7、Windows 8、Windows 8.1 の場合はセキュリティのサポートサービスが終了しているため受講できません。

定員 各コース **20名** ※書類選考を実施します。(結果通知：11月1日(金)前後)

Webフォームからお申込みください

入門コース

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59798



【申込締切】入門コース：2024年10月10日(木)17時まで

スキルアップコース

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59799



【申込締切】スキルアップコース：2024年10月24日(木)12時まで

【お問合せ先】株式会社キャリア・ママ 茨城県自営型テレワーカー養成研修実施業務事務局

☎ 042-389-0220

✉ ibaraki@mail.c-mam.co.jp

🌐 <https://www.c-mam.co.jp/ibaraki/>

受付時間 9:00~17:00 土日祝日除く



スキルアップコース

1 CAD製図基礎コース

AutoCADの体験版をインストールして実際に操作をしていくカリキュラムです。CADの操作を覚えながら「2次元CAD利用技術者試験基礎」の資格取得を目指します。

※資格試験の受験はコースの内容に含まれません。

CADの役割と用途

専用ソフトウェアを用いて、住宅や建造物・工業製品の設計・図面の作成などが行えます。CADオペレータは、ソフトの操作だけでなく、図面を読み取ることも重要で、設計補助や積算などの事務的な業務もあります。

日時	開催場所	内容
2024年 11月 8日(金) 10:00-12:00 ※12:00-13:00 交流会(自由参加)	会場 (茨城県三の丸庁舎)	① 開講式・オリエンテーション(2コース合同)
11月13日(水) 13:00-16:00	オンライン(Zoom)	② CADを使った仕事について・CADシステムのプラットフォーム
11月20日(水) 13:00-16:00	オンライン(Zoom)	③ 製図の知識・3次元CADの基本知識・AutoCAD(体験版)インストールについて
11月27日(水) 13:00-16:00	オンライン(Zoom)	④ CADの基本操作(選択や削除、線分や円などの製図、編集コマンド) ★
12月 4日(水) 13:00-16:00	オンライン(Zoom)	⑤ CADの応用知識(設定や印刷など)・寸法の入れ方について ★
12月17日(火) 10:00-12:00 ※12:00-13:00 交流会(自由参加)	会場 (茨城県三の丸庁舎)	⑥ ミニセミナー・修了式(2コース合同)

★…事前動画学習あり

講師

株式会社ハウユウ 木村 諒氏

前職にてプラント工場の配管、タンク、架台の設計やレーザースキャナを用いた測量を行い、3次元モデル化および3次元の設計に携わる。現在、就労移行支援事業所でCAD業務等の講師を担当。

株式会社ハウユウ 正能 一樹氏

主に、道路、歩道、高速道路、都市計画などの設計に携わる。現在は社会インフラの知識を活かしつつ、就労移行支援事業所でCAD業務等の講師を担当。

受講条件

※Windows PC (10または11)をお持ちで、AutoCADの動作環境(メモリ8GB以上、解像度1920×1080推奨)を満たしているPCをお持ちの方
※PCの基本操作(インターネット、メール、オンライン会議等)ができる方

2 SNS運用コース

Webマーケティングの基本からSNSの選定やアカウント取得方法、運用方法等のノウハウを学びます。企業における広報ツールとして浸透してきているSNSは多様なニーズがあります。

SNSの役割と用途

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称で、文章だけでなく写真や動画など様々な情報を発信することができます。企業ブランディング・広報・カスタマーサポートとしても運用が可能です。

講師

株式会社コミュニティネット
代表取締役 今井 房子氏

WEB制作、教育機関向けシステム開発、SNSを活用した情報発信を専門とする。2019年、一般社団法人キャリアチャレンジ総合研究所を設立し、代表理事に就任。平成28年度内閣府「女性のチャレンジ賞」特別部門賞を受賞。

受講時に使用するツール

GoogleChrome、Instagram、X、Facebook、Canva(無料版)
※講座内でご案内します。

日時	開催場所	内容
2024年 11月 8日(金) 10:00-12:00 ※12:00-13:00 交流会(自由参加)	会場 (茨城県三の丸庁舎)	① 開講式・オリエンテーション(2コース合同)
11月14日(木) 10:00-15:00 ※12:00-13:00 休憩	オンライン(Zoom)	② インターネットの現状・Webマーケティングを活用した集客方法
11月21日(木) 10:00-15:00 ※12:00-13:00 休憩	オンライン(Zoom)	③ Webサイト作成プラットフォームの紹介・Canvaを使った画像編集
11月28日(木) 10:00-15:00 ※12:00-13:00 休憩	オンライン(Zoom)	④ 集客につながる魅力あるチラシデータの作成・SNSマーケティングの基礎
12月 5日(木) 10:00-15:00 ※12:00-13:00 休憩	オンライン(Zoom)	⑤ Instagram/X(旧Twitter)/Facebook活用・SNS広告・まとめ
12月17日(火) 10:00-12:00 ※12:00-13:00 交流会(自由参加)	会場 (茨城県三の丸庁舎)	⑥ ミニセミナー・修了式(2コース合同)

スキルアップコース会場

茨城県三の丸庁舎 水戸市三の丸1丁目5

会場
バスをご利用の場合:「银杏坂」バス停徒歩約7分
電車をご利用の場合:JR水戸駅「北口」徒歩15分
車をご利用の場合:茨城県三の丸庁舎駐車場 ※無料



定員あり・無料 ※会場開催時のみ

託児 ※生後6か月以上～就学前まで ※要事前申込

昨年度の様子

あなたにエール!

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～
<https://yell.pref.ibaraki.jp/seminar-event/terewa-ka-kekka.html>



2024 いばらき 1Day 仕事体験

茨城県では、県内外の大学生等を対象とした「1Day 仕事体験」を実施します。

県内で活躍する経営者の考え方に触れ、企業活動の核心を知ることができる内容となっています。

参加学生を募集していますので、興味のある方はぜひご連絡ください。

《実施期間》 2024年7月～2025年2月
主に学生の夏季・冬季・春季休みの時期に実施

《対象学生》 茨城県内企業に興味のある大学生等（学年は問いません）

《参加対象企業》 県内企業
（企業情報・実施プログラムの詳細▼事業を委託している NPO 法人雇用人材協会の HP からご覧いただけます。 <https://koyou-jinzai.org/education/023775.html>）
※企業情報は随時更新します。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645
または
NPO 法人雇用人材協会 TEL：029-300-1738
E-mail：info@koyou-jinzai.org

【お申し込みフォーム URL】

<https://forms.gle/gxiRi4gN7JS3CfG69>



受入れ企業の情報など
詳しくは
NPO 法人雇用人材協会の
ホームページをご覧ください。
<https://koyou-jinzai.org/>

茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています!

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



障がい者雇用優良企業

2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること、又は過去3年間において法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が40.0人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目		中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和6年1月末日現在）

認定件数	法 人 名	所 在 地	認定件数	法 人 名	所 在 地
1	筑波乳業(株)	石岡市	24	(株)ヴィオーラ	水戸市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	25	(株)サンユーストアー	北茨城市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	26	(社福)木犀会	笠間市
4	京三電機(株)	古河市	27	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	28	渡辺食品(株)	常総市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	29	(株)ケーズホールディングス	水戸市
7	(社福)あかね会	北茨城市	30	日立建機ロジテック(株)	土浦市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	31	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
9	(株)チャンス	牛久市	32	(社福)ナザレ園	那珂市
10	(株)日立物流東日本	日立市	33	(医)それいゆ会	高萩市
11	日和サービス(株)	日立市	34	(株)染谷工務店	常総市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	35	常総開発工業(株)	神栖市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	36	勝田環境(株)	ひたちなか市
14	(株)サンワーク	常総市	37	(社福)博慈会	牛久市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	38	(株)カツタ	ひたちなか市
16	(社福)尚生会	笠間市	39	日本畜産振興(株)	取手市
17	(社福)芳香会	古河市	40	トキワ建設(株)	水戸市
18	(株)カスミ	つくば市	41	常南物流サービス(株)	取手市
19	(株)南海工業	坂東市	42	(株)つくば電気通信	土浦市
20	(株)全農・キューピー・エツグステーション	猿島郡五霞町	43	医療法人 博仁会	常陸大宮市
21	関彰商事(株)	つくば市	44	山下工業(株)	境町
22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	45	(株)サクセス	常総市
23	金砂郷食品(株)	常陸太田市	46	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町

デジタルリテラシー 実践講座

令和6年度 デジタルリテラシー実践講座を開催！
県内企業の成長産業・分野への進出や商品・サービスの競争力向上を目指し、
企業人を対象に、デジタル知識を活用して実際の企業の現場における
課題の解決策を提案・実行できる、
実践力のあるデジタルリテラシー人材を育成します。

製造業向け

A 生産性向上コース

2024年 10/2水～ 全6回

業種横断

B デジタルマーケティングコース

2024年 11/20水～ 全6回

業種横断

C 顧客管理効率化コース

2024年 12/3火～ 全6回

対象者

(各コース18名定員)
お申込み多数の場合、抽選となる場合がございます。

- 県内のユーザ事業者、ユーザ事業者にIT導入するIT事業者、ユーザ事業者を支援する金融機関
(デジタルマーケティングについては個人事業主も対象)
- ITパスポート、G検定、DS検定の全て又はいずれかと同等のデジタル知識を有する者

受講料

1名あたり 33,000円(税込)

いばらきリスクリング推進宣言企業で働いている方は半額でお申込みが可能です
いばらきリスクリング推進宣言制度について
<https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/>

お申し込み

スマホは
こちらから



お申込みはこちら

<https://www.aijobcolle.com/tr-ibaraki/>

日程や開催場所等、詳細の内容については裏面(2枚目)をご覧ください

キックオフセミナー開催

本講座開催にあたり、当講座の内容をわかりやすくご案内するセミナーを開催いたします。
講座のお申込みを検討中の方はぜひこちらのセミナーにご参加ください。
「デジタルリテラシー人材育成: 未来を創るデジタル戦略」をテーマに講演を実施し、
その後に本講座プログラムについて説明を行います。

デジタルリテラシー人材育成 未来を創るデジタル戦略

講師紹介 平山 雄太 講師



- ▶IDEAPOST 株式会社代表。スタートアップ支援やオープンイノベーション実現に向けた業務を展開
- ▶つくば市顧問/名古屋大学客員准教授
- ▶九州先端科学技術研究所(ISIT)特別研究員
- ▶福岡地域戦略推進協議会シニアフェロー
- ▶立命館アジア太平洋大学(APU)、九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻(QBS)卒。

日時 | 2024年 9月11日(水) 13:00～14:00

会場 | オンライン(ZOOM)

定員 | 100名

キックオフ
セミナーの
お申込みは
こちら



AIJobColle

主催 茨城県

運営 エッジテクノロジー株式会社/AIジョブカレ事務局

TEL 03-6435-8562 Mail aijobcolle-sales@edge-tech.co.jp

デジタルリテラシー実践講座

A 生産性向上コース



製造業向け

製造業の生産性向上についてデジタル化による課題解決方法を学ぶ

B デジタルマーケティングコース



業種横断

デジタルマーケティングを活用して業務の課題解決方法を学ぶ

C 顧客管理効率化コース



業種横断

顧客管理業務の効率化についてデジタル化による課題解決方法を学ぶ

本研修プログラムは下記の内容で構成されています

※受講者の方の中から代表企業として事務所の見学などのご協力をお願いをさせていただきます。

座学研修

デジタル化に関する基礎習得やデジタルツール活用事例を学びます



事例企業見学

デジタル化の事例企業を見学し、デジタル化のイメージを学びます



受講者代表企業見学

受講者の中の代表企業を見学しデジタル化の状況や課題をインプットします



計画書作成

インプットをもとに課題の整理を行い、デジタル化計画書を検討します



計画書発表

作成したデジタル化計画書の発表を行います



研修プログラム(各コース 全6回)

回	テーマ	概要	場所	A. 製造業向け 生産性向上コース日程	B. 業種横断 デジタルマーケティングコース日程	C. 業種横断 顧客管理効率化コース日程
1	オリエンテーション 座学	講師や受講生同士の自己紹介 Aコース 生産性向上とデジタル化 Bコース デジタルマーケティングの基礎 Cコース 顧客管理とデジタル化 等	会議室(※)	2024年10月2日(水) 13:00~17:00	2024年11月20日(水) 13:00~17:00	2024年12月3日(火) 13:00~17:00
2	事例企業見学	デジタル化事例企業を見学して 企業経営者やIT担当者などから 成功のポイントを学ぶ	事例企業先	2024年10月16日(水) 13:00~17:00	2024年12月4日(水) 13:00~17:00	2024年12月17日(火) 13:00~17:00
3	受講者代表 企業見学	課題がある実際の現場や 事務所を見学し以降の検討会の インプットとする	受講者代表 企業先	2024年10月30日(水) 13:00~17:00	2024年12月18日(水) 13:00~17:00	2025年1月14日(火) 13:00~17:00
4	検討会1	デジタル化計画書の検討会 (課題の整理) デジタルツールの紹介	会議室(※)	2024年11月13日(水) 10:00~17:00	2025年1月15日(水) 10:00~17:00	2025年1月28日(火) 10:00~17:00
5	検討会2	デジタル化計画書の検討会 (デジタルツールの検討と 解決策の検討)	会議室(※)	2024年11月27日(水) 10:00~17:00	2025年1月29日(水) 10:00~17:00	2025年2月13日(木) 10:00~17:00
6	発表会	グループ毎にデジタル化 計画書の発表	会議室(※)	2024年12月11日(水) 13:00~17:00	2025年2月12日(水) 13:00~17:00	2025年2月25日(火) 13:00~17:00

※会場は茨城県庁または茨城県産業技術イノベーションセンターの会議室、水戸市内のレンタル会議室を予定しております

※お申込みは表面(1枚目)のQRコードよりお願いいたします

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp



優良企業インタビュー
杜屋建設株式会社

News お知らせ



- 2024.04.18 ● 男前☆自給自足菜園「野菜がらび」のオープンイベントを開催しました！
- 2024.04.05 ● 男前☆「別荘」女性活躍推進セミナーを開催しました！
- 2024.03.29 ● 女性活躍推進センターのオープンイベントを開催しました！
- 2024.03.04 ● 男前☆「別荘」女性活躍推進セミナーを開催しました！
- 2024.02.19 ● 男前☆「女性活躍推進センター」のオープンイベントを開催しました！

Link 関連リンク

- 女性活躍推進ポータルサイト
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター
- 女性活躍推進センター

Seminar & Event セミナー&イベント



最新のセミナー&イベント一覧

Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍推進企業

<p>代表取締役 副社長 西田 美穂さん</p>	<p>代表取締役 取締役 伊藤 孝介さん</p>	<p>代表取締役 取締役 石川 美穂さん</p>	<p>代表取締役 取締役 伊藤 寛人さん</p>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

働き方改革・女性活躍推進企業 >

女性ロールモデル

<p>代表取締役 小口 いつみさん 1990年に1年制パート社員として、2年制から社員としてレギュラーおしほり事業を行う「住」フェーマーに入社。総務部門で5年間は専任の専任、...</p>	<p>マネージャー 塚本 知恵さん 2002年退職後、専任に就任して入社。入社当初は専任研修生に当選し、専任研修生として、2019年からの専任で専任研修生マネージャー...</p>	<p>代表取締役 伊藤 幸恵さん 2011年入社、専任の専任の専任に専任。2012年に専任の専任への専任、専任の専任、専任の専任、専任の専任、...</p>	<p>代表取締役 伊藤 幸恵さん 2011年の専任の専任の専任の専任の専任、専任の専任の専任の専任の専任、専任の専任の専任の専任の専任、...</p>
--	--	--	---

視聴
無料

PC/スマホ
で受講可能

働く女性のキャリアを考える教材を作成しました！

県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画の教材です。

どなたでも無料で活用いただけます。

企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください。



この教材をお勧めしたい方

例えばこんなお悩みや課題をお持ちの方へ

- ・自社で女性活躍を進めたい。女性社員にリーダーとして活躍してほしい。
- ・自分自身の今後のキャリアについて考えたい。
- ・女性活躍の日本や本県の現在の状況を知りたい。

女性がご自身の
キャリアを考える
きっかけとしてい
ただけます！

受講期間 1か月間(期間中何度でも視聴いただけます)

申込

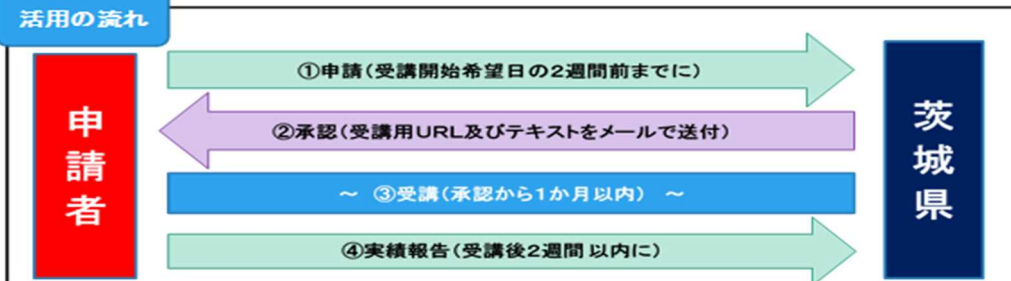
以下の県ポータルサイトからお申し込みください。

https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact//women_career_teaching_material.html



県ポータルサイト QR

活用の流れ



教材概要

番号	動画種類	内容	受講時間
Vol.1	女性活躍の現状	様々なデータから日本及び茨城県の女性活躍に関する現状を学ぶ	約 19 分
Vol.2	私らしく生き活きと活躍するキャリアを考える	「私らしいキャリアを考える視点」や「生き活きと活躍するための3つのポイント」を学ぶ	約 32 分

※各動画の専用テキスト+効果測定用の正誤問題を併せて提供します。

出演者プロフィール



株式会社キャリアアンドブリッジ 取締役 遠藤和氏

大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。



問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課(労働経済・福祉G)

Tel 029-301-3635 Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和6年度 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
9月20日(金)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
10月11日(金)	日立市役所	302会議室
10月21日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
11月18日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
12月5日(木)	日立市役所	301会議室
12月16日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
1月20日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
2月6日(木)	日立市役所	302会議室
2月17日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
3月17日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階

※相談無料・秘密厳守

《誰もが学べる》

録画配信での
受講も可能です

カウンセリング講座

2024 年秋開講 全 10 回(月 1 度の土曜日)

カウンセリングを学ぶよろこび

あの人の話を丁寧に聴きたい

私の話を丁寧に聴いてもらいたい

丁寧に「こころ」に触れたい

一緒に学びあいましょう

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター



〒310-0801
水戸市桜川 2-2-35
茨城県産業会館 14 階

TEL 029-225-8580
FAX 029-225-1872
E-mail iccnet@sunshine.ne.jp

(HP)



カウンセリングを学ぶよろこび

カウンセリングを学ぶことは、誰にとっても大切なことです。それは豊かな人生へと繋がっていくからです。

心が追いつめられた時、あなたはどんな人に話を聴いてほしいですか？どのように受けとめてほしいですか？上から目線の人や、すぐに自説を述べる人には話しづらいものです。カウンセリングという「心の営み」「心の交流」の中には、相手の気持ちを丁寧に受けとめられるようになるためのヒントが、たくさん溢れています。カウンセリングを学ぶことは、よく傾聴し、やわらかく応答できるようになるだけでなく、人間関係の土台である「分かち合う心」や「対話する心」が、豊かに育まれていくことでもあります。

カウンセリングを学ぶとは、単なる知識や技法を学ぶことではありません。あなたの中にすでに与えられている「分かち合いたい心」の資質が、ゆっくりとやわらかに花開いていくように学び合っていくことです。

カウンセリングを学ぶことは、大切なあなた自身との出会いであり、あなた自身の再発見でもあるのです。

みなさん、ご一緒に学び合いましょう。どうぞ、そのままのあなたでご参加ください。

【入門コース】

* レクチャーコースとの同時受講も可能です

No	講座日程	講師	テーマ
1	10/26(土)	小原 昌之 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングの学び方
2	11/16(土)	羽生 真規子 (茨城カウンセリングセンター)	心のつながりを育むカウンセリング
3	12/21(土)	丸山 広人 (放送大学 教授)	心を使って考えるということ
4	2025年 1/25(土)	稲垣 千代 (茨城カウンセリングセンター)	心がほぐれるとき
5	2/15(土)	眞嶋 伸二 (中川学園調理技術専門学校 統括部長)	素材と向き合う
6	3/22(土)	伊東 聡枝 (茨城カウンセリングセンター)	心の整理とカウンセリング
7	4/26(土)	正保 春彦 (茨城大学 特任教授)	「今、ここ」を開くカウンセリング
8	5/24(土)	塚本 美和子 (茨城カウンセリングセンター)	人生の経験とカウンセリング
9	6/28(土)	高岡 美記 (茨城カウンセリングセンター)	音楽とカウンセリング
10	7/26(土)	坂本 秀雄 (茨城カウンセリングセンター)	職場のなかのカウンセリング

【レクチャーコース】



今年度のテーマは、「カウンセリングの多面性」です

今年度のレクチャーコースは、経験豊富なカウンセラーの講演に加えて、様々な領域で活躍されている講師の方々に、ご自身の経験や今最も関心のある事柄を自由に語っていただきます。各回の講演から、カウンセリングが持つ多面性について、ご一緒に探求し学びあってまいりましょう。

今年度新しく登場して下さる講師の方々

◇守屋 英子 先生 ・元茨城大学大学院教育研究科教授

京都大学大学院を終了後、江戸川区教育研究所、精神科非常勤心理士、私設カウンセリングルームを経て、茨城大学大学院教育研究科教授をされておられました。大学を定年退職後は、茨城県スクールカウンセラーとして、現在も臨床活動に携わっておられます。

◇本山 智敬 先生 ・福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授


カール・ロジャーズの人間性心理学、エンカウンターグループ、パーソンセンタードアプローチの研究と地域での臨床実践者であります。

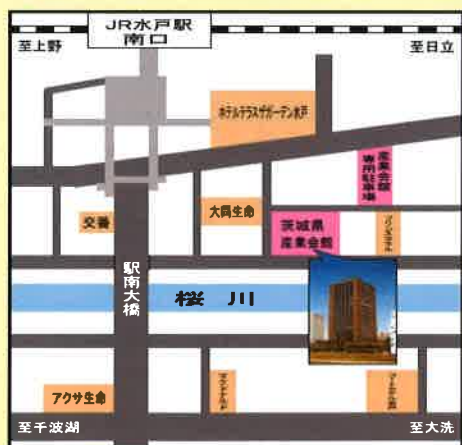
◇森下 辰衛 先生 ・三浦綾子記念文化館 特別研究員

三浦綾子の小説、「氷点」「道ありき」「銃口」などを通して、人々の魂に語りかけます。福岡女学院大学助教授の職をなげうって、旭川を拠点に三浦文学のすばらしさを伝える活動をしておられます。

No	講座日程	講師	テーマ
1	11/9(土)	永原 伸彦 (笠間の森カウンセリングルーム)	握りこぶしでは、握手できない ～ガンジーとロジャーズ～
2	12/7(土)	守屋 英子(元茨城大学大学院教育学研究科教授)	表現を介しての繋がりと理解
3	2025年 1/11(土)	坂本 秀雄 (茨城カウンセリングセンター)	仏教とカウンセリング
4	2/1(土)	塚本 美和子 (茨城カウンセリングセンター)	終末に寄り添うとは
5	3/1(土)	関根 一夫 (木村クリニック・MACF 牧師・作詞家)	『共に生きる』はなぜ必要なのか
6	4/5(土)	本山 智敬 (福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授)	共感についてあらためて考える
7	5/10(土)	森下 辰衛 (三浦綾子記念文化館特別研究員)	心の『氷点』が溶けるとき ～三浦綾子文学との出会い～
8	6/7(土)	正保 春彦 (茨城大学 特任教授)	カウンセリングとエクステンド
9	7/5(土)	稲垣 千代 (茨城カウンセリングセンター)	聴くこと 語ること
10	8/2(土)	小原 昌之 (茨城カウンセリングセンター)	言葉と武術とカウンセリングと

入門コース・レクチャーコースのお申し込みについて

受講形式	1.録画配信のみでの受講 2.ご来場及び録画配信での受講 *レクチャーコースは、入門コースの受講を終えた方（出席回数は問いません）もしくは、2024年度の入門コースも同時受講される方が、対象となります。	録画は講座開催日の1週間後から 入門コース、レクチャーコース共に 2025年9月末までご視聴頂けます。
ご来場による受講の場合	場所：茨城県産業会館 大会議室 時間：午後2時～4時（各コースともに 土曜日 に開講）	
受講料	入門コース：27,500円（税込み）【全10回分】 レクチャーコース：27,500円（税込み）【全10回分】 受講料は銀行振込または、直接ご持参ください。 銀行口座：常陽銀行本店 普通預金 No.1619476（公財）茨城カウンセリングセンター *一度入金いただいた受講料は、講座が始まってからのご返金はいたしかねます。	
申込方法	①申込フォームでのお申し込み →  ②FAXでのお申し込み⇒下記の申し込み用紙をご使用ください。 ③電話でのお申し込み⇒当センターにお電話（029-225-8580）ください。	



* 事情により講座日程等が変更になる場合がございます。
 * 当センターの会員先の方は、受講料が割引になります。（詳しくは、当センターにお問い合わせください。）

茨城カウンセリングセンターは、皆様からの支持、サポートにより40年近く活動しております。今後とも事業を継続していくために、皆様のサポーターへの加入をお願いしております。事業の趣旨にご賛同いただき、皆様のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。*2口以上からサポーター特典がございます。詳しくはスタッフまで。
 個人寄付 1口 5,000円より（寄付金の税額控除の対象となります）

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター（FAX：029-225-1872）

参加申込書			
受講講座	<input type="checkbox"/> 入門コース <input type="checkbox"/> レクチャーコース <input type="checkbox"/> 両方 （希望コースに✓をいれてください）		
お名前		TEL	（できれば携帯電話の番号をご記入下さい）
住所	〒	Eメール	
受講方法	<input type="checkbox"/> 録画配信のみでの受講 <input type="checkbox"/> ご来場および録画配信での受講 *希望する受講方法どちらか一つに✓をいれてください		

第53回茨城県障害者技能競技大会(アビリンピック県大会)を開催しました

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	令和6年7月20日(土)、21日(日)
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援 【順不同】	茨城労働局、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会連合会、茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、株式会社茨城新聞社、茨城県職業能力開発協会、水戸市福祉部障害福祉課、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
競技会場	茨城県職業人材育成センター（水戸市水府町 864-4）
競技種目 【9種目】	電子機器組立、ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント、写真撮影
参加者数	79名（選手）

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課
(TEL:029-300-1215)

競技の様子



①電子機器組立



②ワード・プロセッサ



③ビルクリーニング



④縫製



⑤木工



⑥喫茶サービス



⑦パソコンデータ入力



⑧オフィスアシスタント



⑨写真撮影

令和6年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和6年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
9月20日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）
11月1日（金）	神栖市	鹿行地区就職支援センター （0291-34-2061）
11月7日（木）	つくば市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）
11月15日（金）	日立市	日立地区就職支援センター （0294-27-7172）
11月26日（火）	筑西市	県西地区就職支援センター （0296-23-3811）
令和7年2月6日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）
2月14日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

3 求職者の参加方法

事前申し込み不要・出入り自由になります。

履歴書等をお持ちの上、お越しください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6カ所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2～4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ

相談・サービス
無料

障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel:029-303-6322
Fax:029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



中退共 職金 共済制度

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

(B 入社の手編)
《従業員向け》



ちゅうたいきょう
**中退共制度は中小企業の事業主が、
従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。**

さらにわかりやすい！中退共制度についての詳しい解説は **ホームページへ！**



🔍 **中退共**

🔍 **検索**



詳しい資料はホームページからご請求ください。
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

令和6年度 全国労働衛生週間



スローガン 「推してます みんな笑顔の 健康職場」

<趣 旨>

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にあります。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要です。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要です。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっています。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要です。

令和5年度からスタートした第14次労働災害防止推進計画では、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等を重点として労働災害防止対策を進めています。

このような状況を踏まえ、今年度の全国労働衛生週間は「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図ることとしますので、関係者の皆様のご協力をお願いします。

<期 間>

10月1日から10月7日まで（準備期間 9月1日から9月30日まで）

<実施事項>

全国労働衛生週間中に実施する主な事項として、事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示、労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰、

有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施、労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の取組を展開するようお願いします。

【お問合せ先】 茨城労働局労働基準部健康安全課 029-224-6215



わたしのキャリアが未来につながる



採用
マッチング

人材育成
人事評価

モチベーション
アップ

生涯を通じたキャリア形成と能力開発で、
人と組織の活性化を総合的に支援する



キャリア形成
リスキリング 支援センター

厚生労働省委託事業

社員一人ひとりに対するキャリアコンサルティングを無料※で活用できます!

※本事業は、国の予算の範囲内で実施するため、一定の上限等があります。詳細は、キャリア形成・リスキリング支援センターまで
お問合せください。

※本事業は「令和6年度キャリア形成・リスキリング推進事業」として厚生労働省より株式会社パソナが受託し運営しています。

詳しくはWEBから

<https://carigaku.mhlw.go.jp/>



貴社ではこのような課題を抱えていませんか？

- 若手社員の主体性・積極性を高め、定着を促進したい
- 育児・介護休職を活用した社員の復職支援をしたい
- 中堅社員のモチベーションを高める施策を打ちたい
- 企業戦略として従業員のリスキリング支援をしたい

キャリア形成と能力開発の課題解決に向けて キャリア形成・リスキリング支援センターがサポートします！

採用・マッチング

履歴書だけでは理解しにくい
応募者の強み、キャリアの方向性、
職業能力を理解しやすくなります！

人材育成・人事評価

社員一人ひとりの
効果的な職業能力開発はもちろん
人事評価も可能になります！

モチベーションアップ

将来のありたい姿や目標が明確になるため、
能力開発への意欲や働きがいを醸成し
定着を促進する効果が期待できます！

ジョブ・カードやセルフ・キャリアドックを活用し、キャリアコンサルティングを行いながら、
リスキリングを含めたキャリア形成と職業能力開発を総合的に支援します。

また雇用型訓練の導入支援も承ります。

社員

- 生涯を通じた
キャリア・プランニング
- 自己理解の促進
- 職業能力の棚卸
- リスキリングの
支援



会社

- 採用強化
- マッチング向上
- 人材育成
- 人事評価
- モチベーションアップ
- 定着促進



支援

キャリア形成 リスキリング 支援センター

厚生労働省委託事業

支援

ジョブ・カード

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールです。

セルフ・キャリアドック

キャリアコンサルティングと多様なキャリア研修等を組み合わせて、企業内で体系的・定期的に従業員のキャリア形成を支援する「仕組み」です。

キャリアコンサルティング

従業員の職業選択、職業生活設計、職業能力の開発・向上等に対して、専門のキャリアコンサルタントが相談に応じ、助言や指導を行います。

ご利用の流れ



お問合せ

まずはお気軽に、お近くのキャリア形成・リスキリング支援センターまでお問合せください。



ヒアリング

センターの担当者より、貴社のご要望や課題等をお聞きます。



ご提案

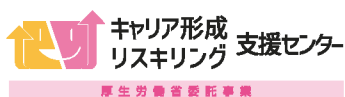
ヒアリング内容を基に、貴社の現状、ご要望等に応じた導入プランを策定し、ご提案します。



実施

ジョブ・カードやキャリアコンサルティング、セルフ・キャリアドックの導入等を実施します。

お問合せ



お近くのキャリア形成・リスキリング支援センターへ
お問合せください。

詳しくはWEBから <https://carigaku.mhlw.go.jp/>



Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されています！～

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者等）の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**、パートタイム・有期雇用労働指針が令和3年4月1日より全面施行されています。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されています。

事業主は、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の働き方の違いに応じて、**均衡な待遇**もしくは**均等な待遇**の確保を図るための措置を講じなければなりません。

均衡待遇規定＜法第8条＞ (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容※1、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定＜法第9条＞ (差別的取扱いの禁止)

①職務内容※1、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※1 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

- ① 均衡待遇規定について、**個々の待遇※2ごとに**、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を規定。＜法第8条＞
- ② 均等待遇規定について、**あらゆる待遇において**、パートタイム・有期雇用労働者であることを理由に差別的取り扱いをしてはならないと規定。＜法第9条＞
- ③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、**原則となる考え方及び具体例を示した同一労働同一賃金ガイドライン（指針）**を策定。

○：規定あり ×：規定なし ◎：明確化

	パートタイム労働者	有期雇用労働者
① 均衡待遇規定	◎	◎
② 均等待遇規定	○	○
③ ガイドライン（指針）	○	○

お役立ち情報～個別支援(無料)～

お役立ち情報～解説動画～

茨城働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

- ☎ 電話相談
受付：電話によりご相談を承ります。
受付時間：平日9:00～17:00
- ✉ メール相談
企業へのコンサルティング
資料費が、依頼の回数もしくはお問い合わせ回数によって異なります。
- 👤 企業へのコンサルティング
企業へのコンサルティング
資料費が、依頼の回数もしくはお問い合わせ回数によって異なります。
- 👤 企業へのコンサルティング
企業へのコンサルティング
資料費が、依頼の回数もしくはお問い合わせ回数によって異なります。

同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか？

電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。



【問い合わせ先】

茨城働き方改革推進支援センター

☎0120-971-728(平日9:00～17:00)

多様な働き方の実現応援サイト (<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

全編

パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について



パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について

パートタイム・有期雇用労働法の内容を網羅的に把握できる動画です。2021年4月1日よりすべての企業が対象となっております。(47分31秒)

厚生労働省

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン（指針）は、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望めます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容・職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当（同一の危険度又は作業環境の場合）
特殊勤務手当（同一の勤務形態の場合）
精皆勤手当（同一の業務内容の場合） 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当（同一の支給要件を満たす場合）等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望めます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されます！

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容とする「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」の改正法が、本年5月31日に公布されました。改正の詳細は今後省令等で定められる予定ですが、主な改正内容は以下のとおりです。

I：育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化** 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日
 - 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に対し、a)始業時刻等の変更、b)テレワーク等、c)保育施設の設定運営等、d)新たな休暇の付与、e)短時間勤務制度のa)～e)の中から**2つ以上の制度を選択**して措置することが必要となります。
 - 上記の選択した措置について、労働者に対する個別周知・意向確認が必要となります。
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大** 施行日：令和7年4月1日
 - 現行の「3歳未満の子」から「**小学校就学前の子**」を養育する労働者に対象が拡大されます。
- ③ 育児のためのテレワーク導入** 施行日：令和7年4月1日
 - 3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。
- ④ 子の看護休暇の見直し** 施行日：令和7年4月1日
 - 対象となる子の範囲が、現行の「小学校就学前の子」から「**小学校3年生修了まで**」に拡大されます。
 - 「感染症に伴う学級閉鎖」や「入園（入学）式、卒園式」などでの利用も可能となります。
 - 引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止されます。
- ⑤ 仕事と育児の両立に関する事業主による個別の意向聴取・配慮** 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日
 - 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**が事業主に義務付けられます。
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務の300人超企業への拡大** 施行日：令和7年4月1日
 - 従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられている育児休業等の取得状況の公表について、**従業員数300人超の企業に公表対象企業が拡大**されます。
- ⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置** 施行日：令和7年4月1日
 - 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**が義務化されます。
 - 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する**情報提供**が義務化されます。
 - 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**（研修、相談窓口等。詳細は省令）が義務化されます。
 - 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。
 - 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止されます。

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ① 法律の有効期限が令和17年（2035年）3月31日まで延長** 施行日：令和6年5月31日
- ② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化** 施行日：令和7年4月1日
 - 従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のa) b)を行うことが義務付けられます。
 - a) 計画策定時の**育児休業取得状況や労働時間の状況把握等**
 - b) 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する**数値目標の設定**

年次有給休暇の取得は進んでいますか？

年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を！

～年次有給休暇が 10 日以上付与されている全ての労働者について、
付与から 1 年以内に 5 日以上取得させる必要があります～

労働基準法の改正を受け、2019 年 4 月から全ての企業において、年 10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

上記に該当する全ての労働者（パート・アルバイト含む）について付与日（基準日）から 1 年以内に 5 日以上年次有給休暇を取得させる必要がありますので、労働者ごとに年次有給休暇の付与日数とその付与日、取得日数（残日数）などを確認の上、計画的な年休取得を進めましょう！

年次有給休暇の付与日数などについては、『年次有給休暇管理簿』を作成し、これにより各労働者の付与日、取得日数などを記録する必要があります。

なお、年次有給休暇の取得計画を定めるにあたっては、あらかじめ労働者から希望時季を聴取するなど、一方的に会社の都合だけで設定しないような配慮をすることが必要です。

「働き方改革」に取り組む事業主のみなさまへ



「働き方・休み方改善コンサルタント」が無料でアドバイス！

～労働時間・休日の制度の見直しについて、専門家が、あなたの会社を訪問します～

「働き方改革」とは？

労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入などにより長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図る等、これまでの働き方を見直す取組のことをいいます。

「働き方改革」により、企業の魅力アップ・優秀な人材確保が実現し、生産性向上や離職率低減などに繋がります。

「働き方・休み方改善コンサルタント」とは？ ～「働き方改革」の取組を支援する経験豊富な専門家です！～

- 社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は全て無料です。また、御相談の秘密は固くお守りします。
- 労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する電話・窓口相談、訪問コンサルティング等、幅広く対応いたします！

例えば、こんなお悩みはありませんか？

- 従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- フレックスタイム制や裁量労働制を導入したい。
- 仕事の無駄をなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- 年次有給休暇をはじめ、休暇制度を充実したい。
- 多様な正社員制度、無期転換ルールを検討したい。
- 労働時間や休暇制度に関する説明会の講師をしてほしい。

【申込先・問合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 働き方・休み方改善コンサルタント
〒310-8511 茨城県水戸市宮町 1-8-3 1 茨城労働総合庁舎 6 階
電話：029-277-8295
URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



コンサルタントの詳細や申込フォームは
こちらをご確認ください！

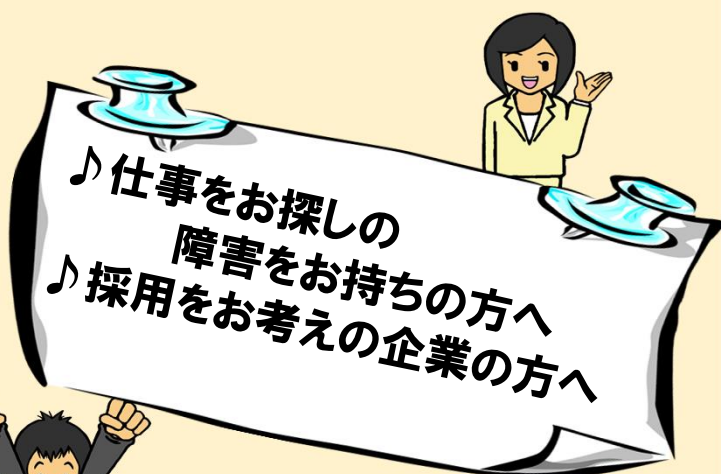
令和6年度(前期)

障害者就職面接会

— 県北会場 —

令和6年9月18日(水)

- 会場名 国民宿舎「鶴の岬」
- 住所 日立市十王町伊師640
- 開催時間 13:00~15:30



— 県央会場 —

令和6年9月20日(金)

- 会場名 ホテルレイクビュー水戸
- 住所 水戸市宮町1-6-1
- 開催時間 13:00~15:30

— 県西会場 —

令和6年9月26日(木)

- 会場名 ダイヤモンドホール
- 住所 筑西市玉戸1053-4
- 開催時間 13:00~15:30

— 県南会場 —

令和6年9月27日(金)

- 会場名 ホテルグランド東雲
- 住所 つくば市小野崎488-1
- 開催時間 12:50~15:30

— 鹿行会場 —

令和6年9月19日(木)

- 会場名 鹿島セントラルホテル
- 住所 神栖市大野原4-7-11
- 開催時間 13:00~15:30

※ 当日の受付開始時間

- ・県北 県央 県西 鹿行会場 12:30~
- ・県南会場 12:20~

主催 ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

茨城県内ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	029-231-6221	水戸市 茨城町 ひたちなか市 那珂市 大洗町 城里町 東海村
笠間	〒309-1613 笠間市石井2026-1	0296-72-0252	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
下妻	〒304-0067 下妻市下妻乙124-2	0296-43-3737	下妻市 八千代町
土浦	〒300-0805 土浦市尖塚1838	029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141	石岡市 小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	0295-52-3185	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297-60-2727	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	0293-22-2549	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市

年収の壁対策として

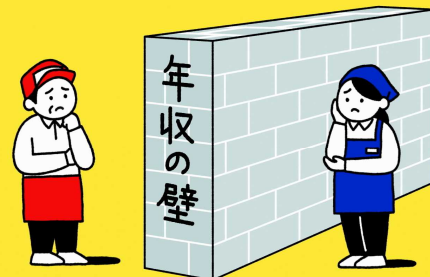
キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取り組みが助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
- ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> **パート従業員全員 (40人) の時給を5%UP (例: 1,000円→1,050円) させる場合**

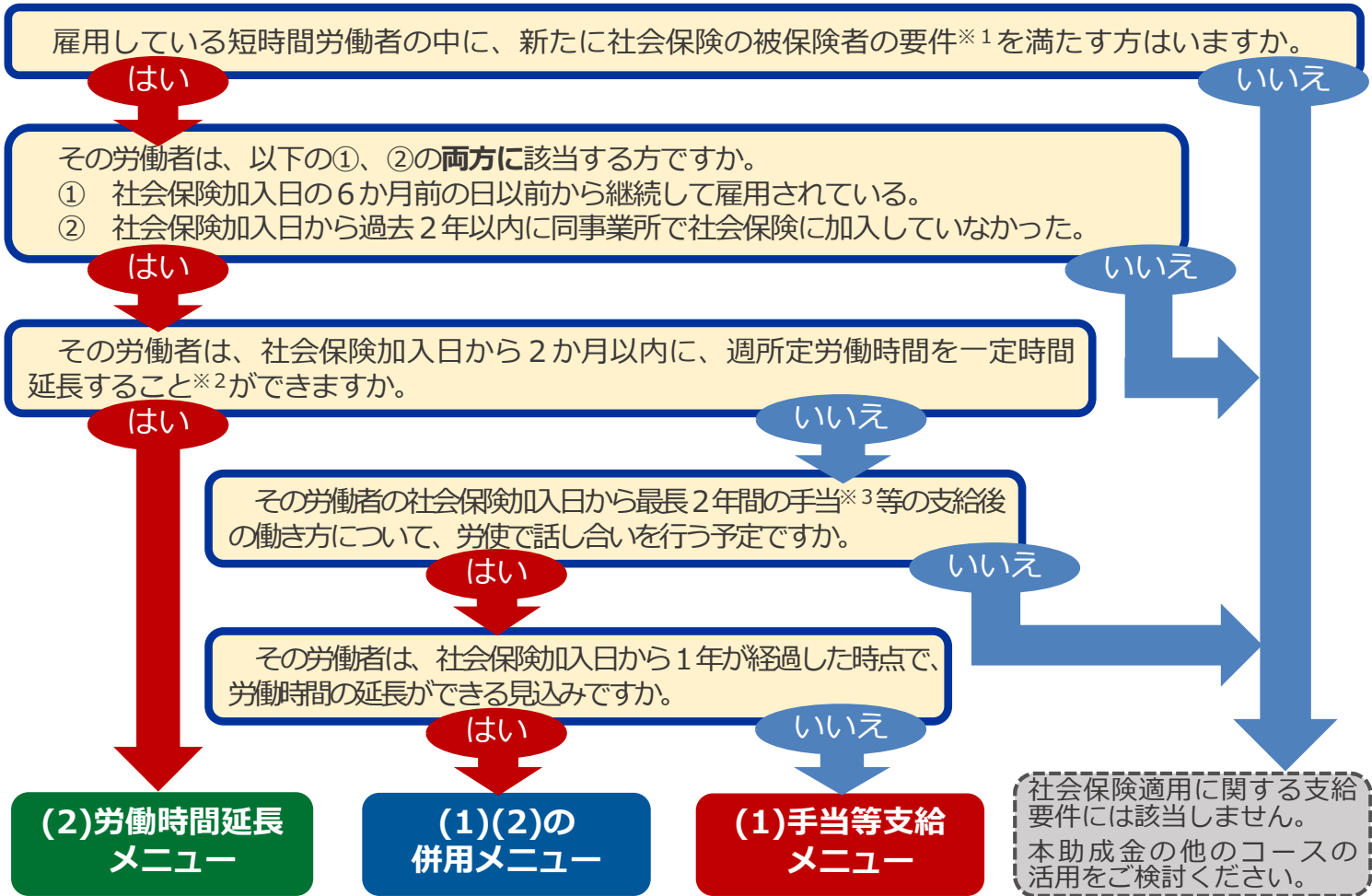
- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ } ▶ **賃金規定等改定コース**
- ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ } ▶ **賃金規定等改定コース**

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

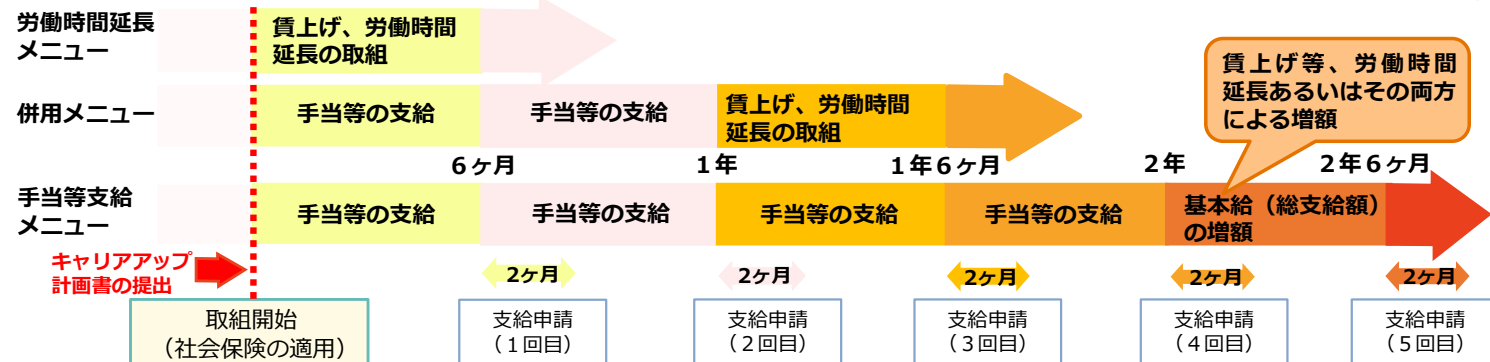


- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



中小企業等におけるDX人材の育成

を支援しています！

現在、社会環境・ビジネス環境の変化に対応すべく、企業・組織を中心に社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいます。これに対応するためには、年代・職種を問わず、働き手一人ひとりがDXに参画し、デジタル技術を活用したプロセスの改善や、デジタルを活用しやすい組織づくりに取り組むことが重要となります。

生産性向上人材育成支援センターでは、生産性向上支援訓練カリキュラムモデルの中から「DX対応コース」を選定し、中小企業・事業主団体等の“DX人材の育成”を支援しています。

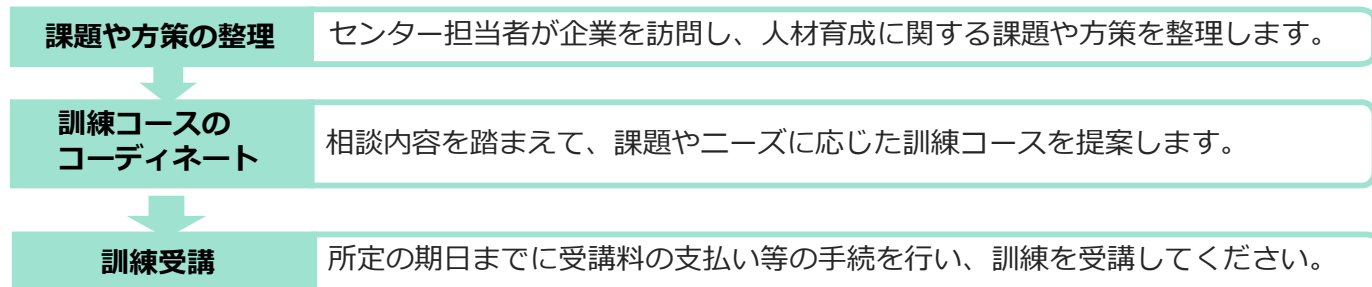


DX対応コースの概要

生産性向上支援訓練カリキュラムモデルの中から、訓練目的・分野による分類とは別に、DX推進に向けたスタートコース、ネットワーク・セキュリティに関するコースを選定し、**共通領域**として設定しました。また、DXに向けた**3つの課題**を設定し、それぞれの課題解決に対応したコースを選定・分類しています。

共通領域	DX推進に向けたスタートコース	<ul style="list-style-type: none">○受講対象者 事業主の指示を受けた在職者の方○訓練日数・時間 おおむね1～5日 (4～30時間)○受講料(1人あたり・税込) 2,200円～6,600円○訓練会場 自社会議室等を訓練会場とすることが可能です(講師を派遣します)
	DXの推進に必要な知識や導入事例を知りたい ⇒【バックオフィス分野】DXの推進	
	ネットワーク・セキュリティに関するコース	
3つの課題	社内ネットワークのセキュリティ対策を進めたい ⇒【倫理・セキュリティ分野】脅威情報とセキュリティ対策	
	デジタル化と新しい生活様式の課題への対応コース	
	自社業務に適切なITツールを選定したい ⇒【バックオフィス分野】ITツールを活用した業務改善	
	業務プロセスの課題への対応コース	
	システム化に伴うコストの考え方を知りたい ⇒【バックオフィス分野】失敗しない社内システム導入	
	ビジネスモデルの課題への対応コース	
IoTによるビジネス環境の変化や動向を知りたい ⇒【組織マネジメント分野】IoTを活用したビジネスモデル		

訓練受講までの流れ



※相談内容によっては、少人数からでも受講できるオープンコースのご利用を提案する場合があります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部
水戸事務所
〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階
TEL: 029-221-1188

生産性向上人材育成支援センター
ポリテクセンター茨城
〒303-0033 常総市水海道高野町591
TEL: 0297-22-8819



生産性センターHP

～生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)は、事業主の皆様の生産性向上に向けた人材育成を支援しています～

DX対応コース 利用者の声①

株式会社アテナ

「効率良く業務を行うためのデータ活用・分析手法や新しい働き方への知見を習得することができました。」

利用コース情報

- ・訓練コース名：「120 データサイエンス入門」等
- ・訓練期間：令和4年8月～9月
- ・受講者数：延べ16名

プロフィール

- ・所在地：島根県松江市
- ・従業員数：8名
- ・事業内容：シンクタンク

<訓練を利用した事業主の方の声>

Q 利用した感想をお聞かせください。

A 訓練で学んだ新技術やITツールを使い、「基礎資料となるデータ解析」「実態を把握する現地調査結果の解析」「住民アンケートの集計・分析」で自動化や効率化を図り、労働時間の短縮と所得向上につなげていきたいと考えています。働きやすい環境と個々の能力向上は一見両立が難しいように感じますが、より深い分析を行い社会問題の解決に向けたアイデアを生み出すために、最新技術の習得を継続していきたいと思っています。



<訓練を受講した従業員の方の声>

Q 受講した感想をお聞かせください。

A 訓練の中で行ったグループワークが最も印象に残っています。グループワークでは、現在の業務プロセスの課題点の洗い出しや効率よく業務を行うためデータの活用方法・分析方法、自社のIT技術の活用状況等に関して受講者同士で意見を出し合いました。自分自身が感じていなかった課題点やアイデアを聞くことができ、新たな発見や気づきを得ることができました。

訓練全体を通して、最新技術を有効に活用することで業務効率化や生産性向上だけでなく、リモートワーク等働き方の選択肢を広げることにもつながるのではないかと考えるようになりました。社員一人ひとりの能力向上と働きやすい職場環境の実現ができるといいなと思います。

DX対応コース 利用者の声②

入栄工業株式会社

「ITツールを使用した業務の簡素化・自動化についての知識を習得することができました。」

利用コース情報

- ・訓練コース名：
「091 企業内でIT活用を推進するために必要な技術理解」等
- ・訓練期間：令和4年6月～9月
- ・受講者数：延べ57名

プロフィール

- ・所在地：岡山県井原市
- ・従業員数：93名
- ・事業内容：鋼構造物工事業



<訓練を利用した事業主の方の声>

Q 利用した感想をお聞かせください。

A 訓練を利用して、業務における無駄やITツールを使うことで簡易化できる部分が部署ごとに整理できました。また、簡易化・自動化に関する知識を習得することができました。訓練受講者から「この業務は自動化できる」等の具体的なアイデアも出ており、今後ITツールを浸透させていくことでさらなる業務効率化が可能になるのではと期待しています。

<訓練を受講した従業員の方の声>

Q 受講した感想をお聞かせください。

A 私が担当する業務の中に弁当の発注業務と出退勤情報を各事業所に毎朝送付するという定刻になると必ず行う業務があり、他の業務と重なった場合に煩わしさを感じていました。

今回「企業内でIT活用を推進するために必要な技術理解」の訓練を受講し、業務を自動化することができるのではと気づくことができました。現在はRPAを活用して、定刻になると自動でデータを取引先や社内へ送付しています。今後は、私のメインの業務である材料の数量出しや見積書の作成などにもRPAを活用していきたいです。できるだけ人の手を介さずに自動で業務を進めることができるよう、担当の業務のフローチャートを作成し、RPAに置き換えることのできる業務の洗い出しをしています。

今回の訓練でまだまだ知らないことがたくさんあることを知り、ITツールに便利な機能もたくさんあると感じたので、さらに勉強して業務効率化に役立てたいです。

事業主の
皆さま！

認定制度を活用して、 自社の**魅力度UP**↑ しませんか？

労働局には5つの認定制度があり、
法律に定める一定の要件を満たせば、申請することができます！

～認定を受けると、こんなに**メリット**があります！！～

- 認定の証である「認定マーク」で認定企業であることを**対外的にPR！**
- **企業イメージアップ**↑
- **優秀な人材の採用&定着！**
- 公共調達における**一般競争入札**で**加点評価**されます。 ※メリットは例です。

若者応援！「ユースエール認定」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】職業安定課 ☎029-224-6218

障害者雇用応援！「もにす認定」

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】職業対策課 ☎029-224-6219

安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

【問合せ先】健康安全課 ☎029-224-6215

子育て等サポート！「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」

両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、「くるみん認定」を既に受け、より進んだ取組を行っている企業については、「プラチナくるみん認定」があります。

さらに、「トライくるみん」及び「不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する『プラス』制度」が令和4年4月に新設されました。

【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

女性活躍！「えるぼし認定」・「プラチナえるぼし認定」

女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、「えるぼし認定」を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業については、「プラチナえるぼし認定」があります。

【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



厚生労働省・茨城労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



認定企業一覧

ユースエール認定企業		
企業名※1	業種※2	市町村
株式会社武井工業所	製造業	石岡市
ベンギシステム株式会社	情報通信業	つくば市
株式会社エスディーエル	情報通信業	ひたちなか市
社会福祉法人盡誠会	医療、福祉	稲敷市
東興機械工業株式会社	サービス業	東海村
社会福祉法人愛信会	医療、福祉	土浦市
株式会社原製作所	製造業	稲敷市
大塚セラミックス株式会社	製造業	下妻市
株式会社小倉工務店	建設業	結城市
新ひたち野農業協同組合	複合サービス事業	石岡市
三栄工業株式会社	建設業	石岡市
旭真空株式会社	製造業	鉾田市
株式会社日本エナジーコンポーネンツ	製造業	石岡市
株式会社梅原工務店	建設業	常陸太田市

くるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
いばらきコープ生活協同組合	複合サービス事業	小美玉市
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	土浦市
国立研究開発法人物質・材料研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
キャンノンセミコンダクターエックイップメント株式会社	製造業	阿見町
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人泰仁会	医療、福祉	石岡市
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	医療、福祉	笠間市
社会福祉法人恵愛会	医療、福祉	つくば市
生活協同組合パルシステム茨城 栃木	複合サービス事業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
筑波乳業株式会社	製造業	石岡市
国立大学法人筑波大学	教育、学習支援業	つくば市
社会福祉法人芳香会	医療、福祉	古河市
キャンノン化成株式会社	製造業	つくば市
医療法人篤会	医療、福祉	ひたちなか市
キャンノンエコロジーインダストリー株式会社	製造業	坂東市
国立研究開発法人森林研究・整備機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
国立研究開発法人土木研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
結城信用金庫	金融業、保険業	結城市
医療法人博仁会	医療、福祉	常陸大宮市
社会福祉法人勇成会	医療、福祉	水戸市
医療法人社団平仁会	医療、福祉	筑西市
水戸エンジニアリングサービス株式会社 (※現社名：UT MESC株式会社)	製造業	ひたちなか市
社会福祉法人博友会	医療、福祉	常陸大宮市
茨城トヨペット株式会社	卸売業、小売業	水戸市
社会福祉法人木犀会	医療、福祉	笠間市
美野里デリカ株式会社	製造業	小美玉市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
水戸信用金庫	金融、保険業	水戸市
株式会社いわい	卸売業、小売業	神栖市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
マルイアドバンス株式会社	製造業	日立市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
ベンギシステム株式会社	情報通信業	つくば市
茨城県信用組合	金融業、保険業	水戸市
トヨタカラー新茨城株式会社	卸売業、小売業	水戸市
一般財団法人高度情報科学技術研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社ジョイフル本田	卸売業、小売業	土浦市
桂建設株式会社	建設業	牛久市
一般財団法人日本自動車研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社谷貝食品	卸売業、小売業	筑西市
株式会社潤工社	製造業	笠間市
株式会社日本エナジーコンポーネンツ	製造業	石岡市
ピジョンマニファクチャリング茨城株式会社	製造業	常陸太田市

もにす認定		
企業名	業種	市町村
高浪化学株式会社	製造業	八千代町
株式会社ヴィオーラ	サービス業(他に分類されないもの)	水戸市
株式会社常磐谷沢製作所	製造業	北茨城市
株式会社幸和義肢研究所	製造業	つくば市
栗田アルミ工業株式会社	製造業	土浦市
株式会社カシマ	製造業	かすみがうら市
株式会社Be-fresh	製造業	五霞町

安全衛生優良企業認定		
企業名	業種	市町村
水戸エンジニアリングサービス株式会社 (※現社名：UT MESC株式会社)	製造業	ひたちなか市
社会福祉法人博友会	医療、福祉	常陸大宮市
茨城トヨペット株式会社	卸売業、小売業	水戸市
社会福祉法人木犀会	医療、福祉	笠間市
美野里デリカ株式会社	製造業	小美玉市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
水戸信用金庫	金融、保険業	水戸市
株式会社いわい	卸売業、小売業	神栖市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
マルイアドバンス株式会社	製造業	日立市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
ベンギシステム株式会社	情報通信業	つくば市
茨城県信用組合	金融業、保険業	水戸市
トヨタカラー新茨城株式会社	卸売業、小売業	水戸市
一般財団法人高度情報科学技術研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社ジョイフル本田	卸売業、小売業	土浦市
桂建設株式会社	建設業	牛久市
一般財団法人日本自動車研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社谷貝食品	卸売業、小売業	筑西市
株式会社潤工社	製造業	笠間市
株式会社日本エナジーコンポーネンツ	製造業	石岡市
ピジョンマニファクチャリング茨城株式会社	製造業	常陸太田市

プラチナえるぼし認定		
企業名	業種	市町村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社茨城新聞社	情報通信業	水戸市
高橋興業株式会社	サービス業(他に分類されないもの)	土浦市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
社会福祉法人山水苑	医療、福祉	日立市
日本ファブテック株式会社	製造業	取手市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
茨城日産自動車株式会社	卸売業、小売業	水戸市
株式会社ノーブルホーム	建設業	水戸市

えるぼし認定(★の数は認定の段階を表示しています)		
企業名	業種	市町村
株式会社常陽銀行	(★★★) 金融業、保険業	水戸市
株式会社カスミ	(★★★) 卸売業、小売業	つくば市
関彰商事株式会社	(★★★) 卸売業、小売業	筑西市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	(★★★) 学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	(★★★) 卸売業、小売業	水戸市
株式会社茨城新聞社	(★★★) 情報通信業	水戸市
高橋興業株式会社	(★★★) サービス業(他に分類されないもの)	土浦市
社会福祉法人征峯会	(★★★) 医療、福祉	筑西市
社会福祉法人山水苑	(★★★) 医療、福祉	日立市
日本ファブテック株式会社	(★★★) 製造業	取手市
株式会社九州ケースデンキ	(★★) 卸売業、小売業	水戸市
茨城日産自動車株式会社	(★★) 卸売業、小売業	水戸市
株式会社ノーブルホーム	(★★★) 建設業	水戸市

プラチナくるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
水戸信用金庫	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社いわい【プラス認定※3】	卸売業・小売業	神栖市

※1 掲載は各制度認定した順での表記です。
 ※2 業種は「日本標準産業分類」の大分類になります。
 ※3 くるみん・プラチナくるみん認定企業のうち、
 不妊治療と仕事との両立に関する**プラス認定**を
 受けた企業です。(以下がその認定マークとなります)



人材開発支援助成金のご案内（令和6年度）

人材開発支援助成金とは、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～		
<ul style="list-style-type: none"> 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練 情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練 定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練 自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成） 長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 	事業主	雇用保険被保険者
④ 事業展開等リスクリリング支援コース 令和4年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)			
	賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6		
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT 760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-	
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-	
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ^{※4}	-	75%	-	-	
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円	-	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	
④ 事業展開等リスクリリング支援 コース 令和4年12月～※7		OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用の場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。
 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

【お問い合わせ先】
茨城労働局助成金事務センター
電話：029-297-7235

育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業者を支援する制度です。2024（令和6）年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業（産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業）または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充 ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上の子育て休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大125万円）

- | |
|---------------------------------------|
| ① 業務体制整備経費：5万円
（育休1か月未満の場合は2万円） |
| ② 手当支給総額の3/4（※1）
（上限10万円/月、12か月まで） |

※1 プラチナくるみん認定事業者は4/5に割増されます。

新設 ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大110万円）

- | |
|-------------------------------------|
| ① 業務体制整備経費：2万円 |
| ② 手当支給総額の3/4
（上限3万円/月、子が3歳になるまで） |

拡充 ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上の子育て休業取得
3. 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給（※2）

最短：7日以上14日未満	9万円
最長：6か月以上	67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業者は助成額が加算されます。
7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円など

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者の場合**に、**支給額が10万円加算**されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。

※最初の**1回に限り対象**となります。

注意事項

➤ 助成金の対象となるのは**中小企業事業主のみ**です。

※中小企業の範囲は、下記の表を参照してください。

➤ **支給人数・年数の上限**は、①～③の助成金を全てあわせて

・**育児休業取得者と制度利用者の合計で1年度10人まで**

・**初回の対象者が出てから5年間**

となります。

➤ 同一労働者の**同一の子に係る育児休業**については、**①と③の助成金はいずれか一方かつ1回のみ対象**となります。また、**同一の子に係る短時間勤務も、②の助成金は1回のみ**利用可能です（ただし、支給申請は1年ごとに行います）。

➤ ①③の助成金は、**同一の育児休業について、**

・**出生時両立支援コース（第1種）**

※男性の育児休業（子の出生後8週間以内、連続5日以上）が対象

・**育児休業等支援コース（育休取得時、職場復帰時）**

※男女の育児休業（連続3か月以上）が対象

のいずれか一方と**併用可能**です。

中小企業の範囲

➤ 主たる事業ごとに、以下に該当する場合に中小企業と扱われます。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

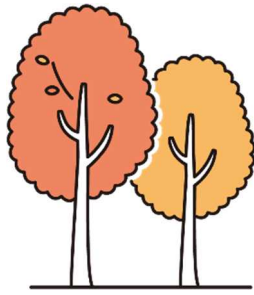
◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索





労働委員会の窓から

(令和6年6月1日～令和6年7月31日)

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

○ 今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

.....当該期間中に新規申立てはありませんでした。3件が係属中です。



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

.....当該期間中に新規申請が1件ありました。1件が終結し、1件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項
R 6 (調) 第 2 号事件	生活関連 サービス業	R 6 . 6 . 26 労働組合	組合員の配置転換命令の取下げ、撤回

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 6 (調) 第 1 号事件	運輸業	R 6 . 3 . 8 労働組合	① 団体交渉に誠実に応じること ② 組合員の正社員としての地位の確認 ③ 組合員に退職を求める場合は和解金の支払	令和6年6月19日、あっせんが開催され、労使双方が誠意をもって話し合うこと、使用者は組合員が正社員の地位にあると認めることなどのあっせん案を労使双方が受諾し、本件争議は終結した。 (終結までの所要日数 98 日)



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争に
ついて話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。
- 1件が終結し、係属中の事件はありません。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 6 (個) 第 3 号事件	小売業	R 6 . 3 . 1 労働者	不当解雇に係る 賃金相当額及び ハラスメントに係る 慰謝料の支払	令和 6 年 6 月 5 日、あっ せんが開催されたが、当事 者間の主張の隔たりが大き く、合意形成が困難であっ たことから、打切りを決定 し終結した。 (終結までの所要日数 97 日)

○ 労働委員会講座

あっせんのメリットについて

茨城県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労働関係のトラブルが発生し、当事者間で自主的な解決が困難な場合、両者が話し合いで解決できるようあっせんを行っています。

あっせんは、当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いを取り持ち、あるいは相互の主張の歩み寄りを勧めることにより、自主的な解決を支援する手続です。

簡易かつ丁寧に当事者の自主的な合意形成を図ることを目的としていることから、労使双方にとってメリットが大きいものです。

まずは、電話等でお問合せください。



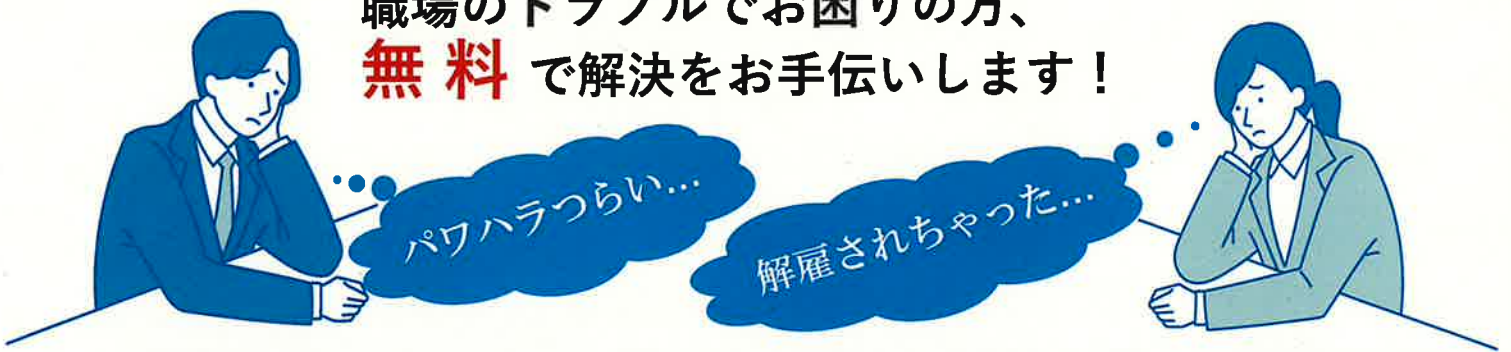
【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

～ひとりで悩まないで～

労働相談会

職場のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらからの相談もお受けします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。
- ◆**秘密は厳守**します。

	日時	会場
第1回	10月 9日 (水) 14:00～17:00	県庁23階 茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町978-6)
第2回	10月17日 (木) 17:00～19:00	
第3回	10月25日 (金) 14:00～17:00	

- 面談または電話により相談を行います。
- 事前予約制です。
- 前日までに、お電話でご予約ください。

ご予約
お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局
TEL: 029-301-5563

受付時間 8:30～17:15
(土日祝日を除く)



労働委員会では、話し合いによる職場のトラブル解決をお手伝いする
「あっせん」を行っております。詳しくは裏面をご覧ください。

—10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です—

【 ～例えば、こんな経験をしていませんか？～ 】

<労働者個人から>

- ◆職場の先輩から**パワハラ・嫌がらせ**を受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に**突然解雇**された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。



<使用者(会社)から>

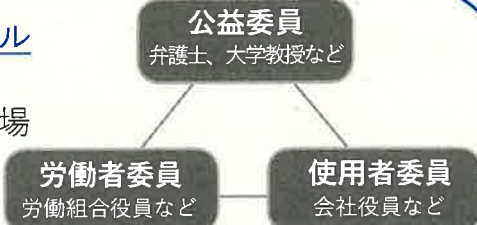
- ◆社員に**配転命令**をしたが、理由なく拒否された。
- ◆経営不振で**労働条件を変更**したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労使間の話し合いが行き詰ってしまった...
そのような時には...

茨城県労働委員会の「あっせん」制度をご利用ください

労働委員会とは

労働者と使用者との間の労働トラブルを解決するための県の機関です。公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成されています。



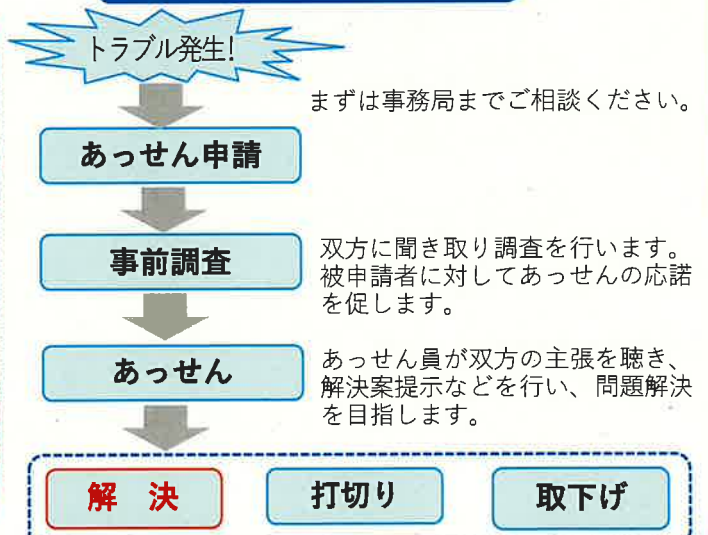
「あっせん」とは

労働者と使用者の間で労働に関するトラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、公益委員、労働者委員、使用者委員が「あっせん員」となり、公正・中立な立場で**双方の主張を確かめて、合意点を探りながら、話し合いによって解決されるよう支援する制度**です。

労働委員会の「あっせん」制度の特徴

- 秘密厳守** 「あっせん」は非公開で行い、秘密は厳守します。
- 無料** 制度を利用する際の費用はかかりません。
- 丁寧 公正・中立** 公・労・使の三者構成により解決をサポートします。
- 手続き簡単** 労働委員会に申請書を提出します。様式は県HPからもダウンロードできます。
- 労・使** 労働者、使用者のどちらからも申請できます。

「あっせん」の主な流れ



～まずは、お気軽にご相談、お問い合わせください～

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (県庁23階)
TEL 029-301-5563 (総務調整課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudouji/index.html>



茨城労働Seed

9月号 第743号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和6年9月発行

TEL 029-301-3635

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>